

宮崎県学校教育研究会図書館教育部会規約

第1条(名 称)この会は、宮崎県学校教育研究会図書館教育部会という。

※ ただし、県外への文書を作成するときは、宮崎県学校図書館協議会という。

第2条(事務局)この会は、事務局を会長所在の学校におくことを常例とする。

第3条(構 成)この会は、宮崎県小学校教育研究会、宮崎県中学校教育研究会、宮崎県高等学校教育研究会の図書館教育部会の合同研究会として構成する。

第4条(目 的)この会は、県内学校図書館相互の連絡を図り、あわせて学校図書館の充実と進展に資することを目的とする。

第5条(事 業)この会は次の事業を行う。

- (1) 県内学校図書館ならびに公共図書館との連絡、提携、情報交換
- (2) 学校図書館の運営に関する研究会、講習会、展示会等の開催
- (3) 学校図書館教育普及のための宣伝啓発
- (4) 読書指導・学び方指導の研究
- (5) 優良図書、図書館用品の研究と紹介
- (6) 視聴覚資料の研究と紹介
- (7) 調査、コンクールおよび会報・研究物の刊行
- (8) その他必要と認められる事業

第6条(支 部)この会は、各市郡に小学校、中学校の学校図書館教育部会を統合した支部を置き、高等学校は全県1支部とし、それぞれ支部長を置く。

第7条(組 織)この会の事業を達成するために、次の部を置き、事務局員をその任務に当てる。

- (1) 総務部
- (2) 研究部
- (3) 事務会計部

第8条(会 議)この会は、支部長会・実務担当者会(理事長会・研究部長会)をもつ。

- (1) 支部長会は、毎年1回以上開き、規約の改廃、会計、事業および役員の承認を行う。
- (2) 支部長会は、支部長またはこれに代わる者をもって構成し、役員の選出、予算決算の審議決定、事業その他、重要事項について協議する。
- (3) 実務担当者会は会務の執行にあたる。

第9条(役 員)この会に次の役員をおく。役員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、上限を3年とする。会長の求めがあった場合のみ、これを延長することができる(提案)

会長:1名 副会長:2名 監査:2名 事務局長:2名 事務局次長:数名 会計:1名

支部会長:各支部1名 幹事:若干名 顧問:若干名

ただし、県大会開催年については副会長を3名とする。

第10条(役員選出)この会の役員選出は次による。

- (1) 会長・副会長は小学校・中学校および高等学校の中から推薦依頼する。
- (2) 監査、事務局長、事務局次長、会計、幹事および顧問は、会長が依頼する。

第11条(役員の任務)この会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を統括し、その運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、その運営にあたる。
- (3) 監査は、事務ならびに監査に当たる。
- (4) 事務局長は、事務の運営にあたる。
- (5) 事務局次長および幹事は、事務局長を助ける。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第12条(経 費)この会の経費は、会費、補助金、事業参入、寄付金その他による。会費は、宮崎県小学校教育研究会、宮崎県中学校教育研究会、宮崎県高等学校教育研究会からの分配金とする。

第13条(会計年度)この会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

付則

この規約は、昭和47年4月1日より3月31日までとする。

※改正 H11.6/4、H13.6/2、H15.5/30、H17.5/27、H18.5/19、H19.5/18、H22.5/18、H24.6/13